

令和8年度スタートアップを対象とした
ビジネス・知財メンタリング支援の支援対象者の募集について（公募要領）

1. 本事業について

（１）目的

スタートアップにおいて企業価値の向上を図るためには、単にビジネス戦略を具体化するだけでなく、事業化を見据えた強固な知的財産権の取得が不可欠です。その前提として、ビジネスと知的財産の相互関係を的確に理解し、両者を有機的に連動させた戦略設計を行うことが求められます。

本事業では、沖縄県における創業前の個人及び創業期のスタートアップを対象に、ビジネスと知的財産の関係性を体系的に整理するとともに、両者を統合した戦略構築を支援するメンタリングを提供します。

（２）支援対象

- 沖縄県内において事業を営む創業期（設立から３年程度）のスタートアップ（個人事業主を含む。）
- 沖縄県内において創業を予定している個人

（３）支援内容

- ビジネス及び知的財産の両面から専門家によるメンタリングを行い、事業シナリオに連動した知的財産の活用の考え方を整理するための支援を実施します。
- 支援はあくまでも助言、アドバイスの範囲に限られるものであり、特許出願に関する書類作成、契約書の作成、交渉等への場への同席、紛争解決に関する代理行為等を実施することはできませんので、予めご了承ください。

（４）支援者（メンター）

- 支援対象者の事業領域や課題に応じて、事務局において適切なメンターを選定（ビジネスメンター１名、知財メンター１名を予定）
- 専門家の属性としては、スタートアップ支援の経験がある弁理士、弁護士、経営コンサルタント、ベンチャーキャピタリスト等から選定

（５）支援期間・回数・実施形態

- 原則、２０２６年７月～２０２７年２月までに合計３～４回程度の支援を実施する予定です（初回は原則対面、２回目以降はオンラインによる支援を想定しています）。
- 原則、専門家（２名程度）、沖縄総合事務局（１～２名程度）、事務局（１～２名程度）、INPIT 知財総合支援窓口（１名程度）の参加を基本とします。状況に応じて、支援対象者の了解を得た上で、自治体、金融機関等の支援機関が同席することがあります。

（７）費用

支援を受けるにあたって、費用負担はございません（無料）。ただし、対面でのメンタリング等に伴い発生する支援対象者の交通費は自己負担となります。

2. 募集について

（１）募集概要

対象	・沖縄県内において事業を営む創業期（設立から３年程度）スタートアップ（個人事業主を含む。） ・沖縄県内において創業を予定している個人
募集期間	２０２６年４月１３日（月）～２０２６年５月２２日（金）
選定方式	沖縄総合事務局での審議を経て、支援対象者を決定（６月頃予定） 審議にあたり、必要に応じて沖縄総合事務局からヒアリングを実施する可能性があります（５月下旬～６月上旬頃）
選定予定件数	２～３者程度を選定 ※先着順ではありません

（２）応募要件

- メンタリングに対し、経営者（意思決定権を持つ者）が能動的かつ積極的に参加する意思を有すること。
- 自社の強み（知的財産）を経営に活用することに対して、興味や意欲、課題認識等を有していること。
- 産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取得対象となり得る技術やアイデアを活用した商品・サービスの研究又は開発を行っていること。
- 法人の場合、資本の額又は出資の総額が３億円以下、常時使用する従業員の数が３００人以下、のいずれかの条件を満たし、製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属する事業を主たる事業として営む、中小企業であること。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、応募資格の対象外となります。
 - A) 一つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の２分の１以上を単独に所有又は出資している場合
 - B) 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資している場合
 - C) 役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- 法人の場合、未上場であること。
- 法人の場合、日本国内に法人格を有すること。
- 本事業終了後に、アンケート調査やヒアリング調査への協力が可能であること。
- 申込書に記載された内容等について、沖縄総合事務局及び事務局からの問い合わせに対応できること。
- 支援期間内に４回程度の支援を受け入れられること。
- 支援の合間にメンターから必要に応じて依頼する宿題等に対応できること。
- 支援期間内と同じ時期に本事業と類似の公的支援を受けていないこと。
- その他、本応募要領に記載されている内容について承諾すること。
- 次のいずれにも該当しない者であること。

- 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 応募方法

- 以下からお申し込みください(一部、email で提出する資料あり)。
<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/okinawa-chiteki/su-mentoring>
- 期限：2026年5月22日(金) 17時

3. 結果の通知について

採択、不採択に関わらず結果を通知します。採択、不採択に関わらず、理由についてはお答えできませんので、ご了承ください。

4. 個人情報保護

お預かりした個人情報は、本事業及びこれに付随する業務を行ううえで必要な範囲においてのみ使用します。また選考書類使用後は沖縄総合事務局にて書類を破棄します。採択された方については、本事業に係る業務終了時に書類を適切に破棄します

5. 問い合わせ先

沖縄総合事務局経済産業部地域経済課知的財産室

令和8年度 Pre-IPAS Okinawa 事業※ 担当：新崎、丸、知念、神谷

那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎 2 号館 9 階

TEL：098-866-1730

Mail：bzl-okl-tokkyo【at】meti.go.jp (※【at】は@マークへ読み替えてください。)

※本事業は、INPIT が実施する「スタートアップに向けた知財アクセラレーション事業 (IPAS)」への採択を約束する前提の事業ではございません。